

平成31年度 入札・契約制度に関する説明会

(港湾空港関係：工事)

日時：平成31年4月11日（木）14:00～15:00

場所：中国地方整備局 港湾空港部 会議室

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 説明会
 - (1) 平成30年度 入札・契約状況及び
平成31年度 入札・契約の対応方針（工事）
 - (2) 平成31年度 港湾整備事業実施における取組について（工事）
4. 質疑応答
5. 閉会

平成31年度の入札・契約の対応方針について
【港湾空港関係】 【工事】

(1) 競争参加資格要件の改善に向けた取組み

① 技術者の施工経験における役職要件の緩和【中国独自】【見直し】

- ・品質低下の恐れがないと判断される工事については経験時の役職を問わないこととし、まずは標準的な技術的難易度の単一工種工事(浚渫工事、地盤改良工事等)において試行していく。

(2) 総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み

① 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価【見直し】

- ・作業船を使用する工事を対象として、環境基準が制定された「平成22年7月以降に自ら新造した、環境性能を満足する作業船の保有状況」を加点評価する。
- ・また、保有している自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶を対象として環境規制への対応状況を加点評価する。

② 災害活動実績の評価【中国独自】【見直し】

- ・地域貢献度の評価項目に、災害活動実績に基づく中国地方整備局長からの「災害対策関係功労者表彰(港湾空港関係)の実績の有無」[過去3年間]を追加する。

③ 専門的な技術者資格の評価【中国独自】【見直し】

- ・平成31年度以降は、工事内容に応じて、より品質向上に資すると考えられる「専門的な技術者資格」を適切に加点評価していく。

④ 生産性向上に向けた評価テーマの設定【中国独自】【継続】

- ・完成した工事については、技術提案によって得られた効果の内容や程度等について検証を行い、今後の評価テーマの設定や発注内容の見直しに反映できるよう取り組みを進めていく。

(3) 入札・契約手続きの改善に向けた取組み

① 工事实績を証明する書類の簡素化【継続】

- ・書類削減による手続きの簡素化について、さらなる拡大を図っていく(入札説明書において省略の取り扱いを具体的に追記)。

② 参加要件にかかる書類(工程計画表)の簡素化【中国独自】【見直し】

- ・平成31年度より、「工程計画表」(様式-3)の提出を不要とする。

③ 技術提案にかかる書類(施工実績)の簡素化【中国独自】【見直し】

- ・平成31年度より、提案した技術の施工実績を示す書面(様式-4)の提出を不要とし、提案の実現性(提案の施工実績)については、必要に応じ、技術提案書(様式-2)に記載することとする。

④ 作業船の保有等の評価にかかる書類(写真)の簡素化【中国独自】【見直し】

- ・平成31年度より、作業船の船名、原動機の型式番号が分かる写真の提出を不要とする。

以上

平成30年度 入札・契約状況及び
平成31年度 入札・契約の対応方針
(工事)

平成31年4月1日

中国地方整備局

港湾空港部

平成30年度 入札・契約状況

1. 総合評価落札方式別契約件数	p 3
2. 応札率及び落札率の現状	p 4
3. 低入札の発生状況	p 5
4. 総合評価落札方式の実施状況	p 6

平成31年度 入札・契約の対応方針

★新たな取組み

◆競争参加資格要件の改善に向けた取組み

5. 技術者の施工経験における役職要件の緩和【中国独自】★	p 7
-------------------------------	-----

◆総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み

①企業に対する評価の改善

6. 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価	p 8
7. 災害活動実績の評価【中国独自】	p10

②技術者に対する評価の改善

8. 専門的な技術者資格の評価【中国独自】	p11
-----------------------	-----

③技術提案の改善

9. 生産性向上に向けた評価テーマの設定【中国独自】	p13
----------------------------	-----

◆入札・契約手続きの改善に向けた取組み

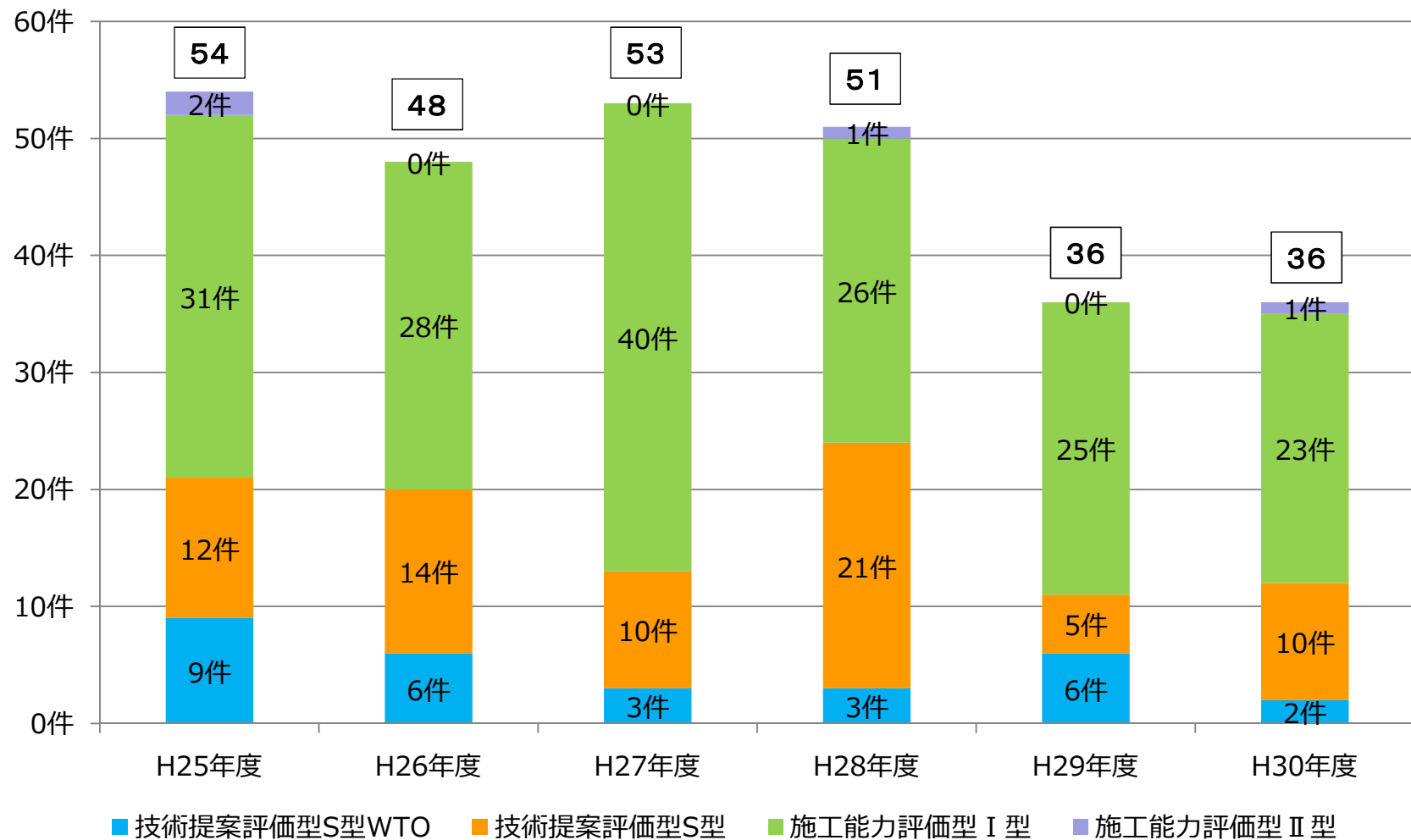
10. 工事実績を証明する書類の簡素化	p15
11. 参加要件にかかる書類（工程計画表）の簡素化【中国独自】★	p16
12. 技術提案にかかる書類（施工実績）の簡素化【中国独自】★	p17
13. 作業船の保有等の評価にかかる書類（写真）の簡素化【中国独自】★	p18
14. その他の取組み	p19

(参考) 平成31年度 総合評価落札方式適用区分	p20
--------------------------	-----

1. 総合評価落札方式別契約件数

- ◇近年、港湾空港関係工事の発注件数は50件程度で推移していたが、平成29～30年度は36件で横ばい。
- ◇水島港、浜田港等で大規模事業が完了したことが要因。
- ◇平成31年度以降は、徳山下松港等で大規模事業が本格化するため、増加する見込み。

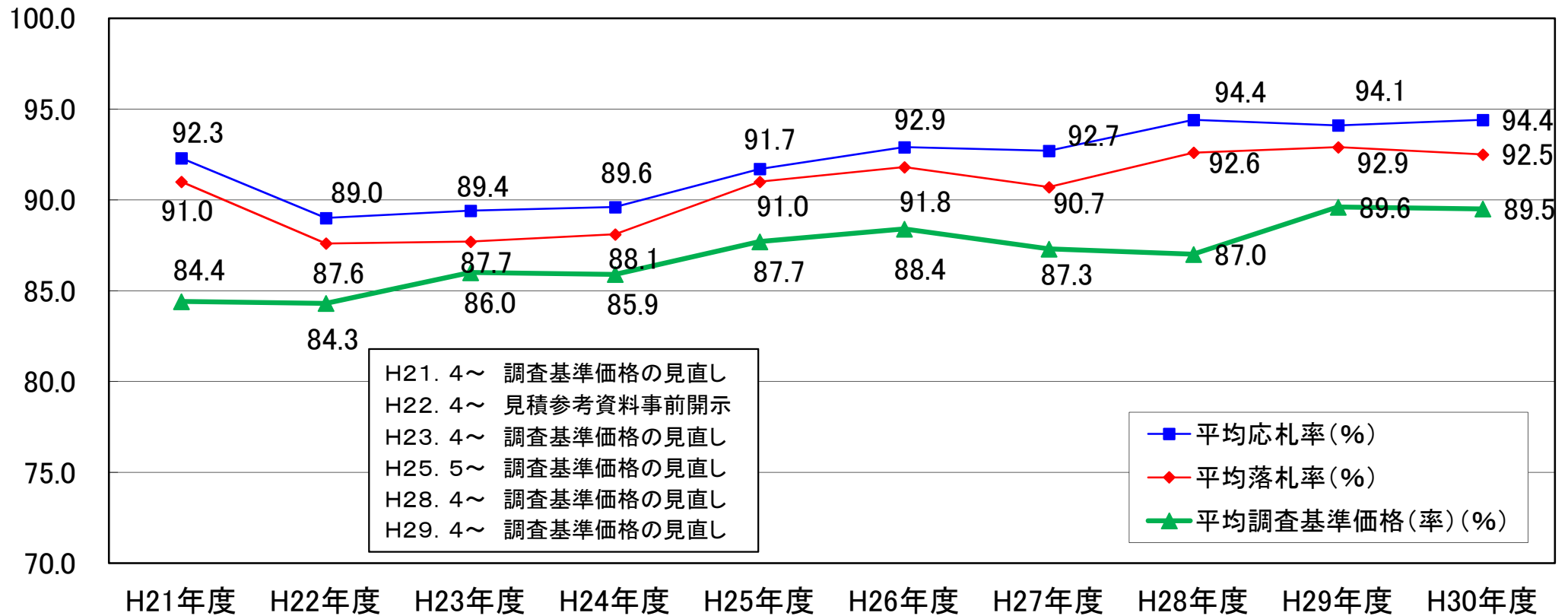
総合評価落札方式別契約件数



※港湾5工種以外の建築工事などを含む。

2. 応札率及び落札率の現状

- ◇平成30年度の平均応札率は94.4%で、前年度より0.3%上昇しているが、概ね横ばい。
- ◇平成30年度の平均落札率は92.5%で、前年度より0.4%低下しているが、概ね横ばい。
- ◇平成22年度以降、全体として平均応札率、平均落札率ともに微増傾向であるが、近年は横ばい。
- ◇調査基準価格は段階的に引き上げられ、平成30年度は約89.5%まで上昇。

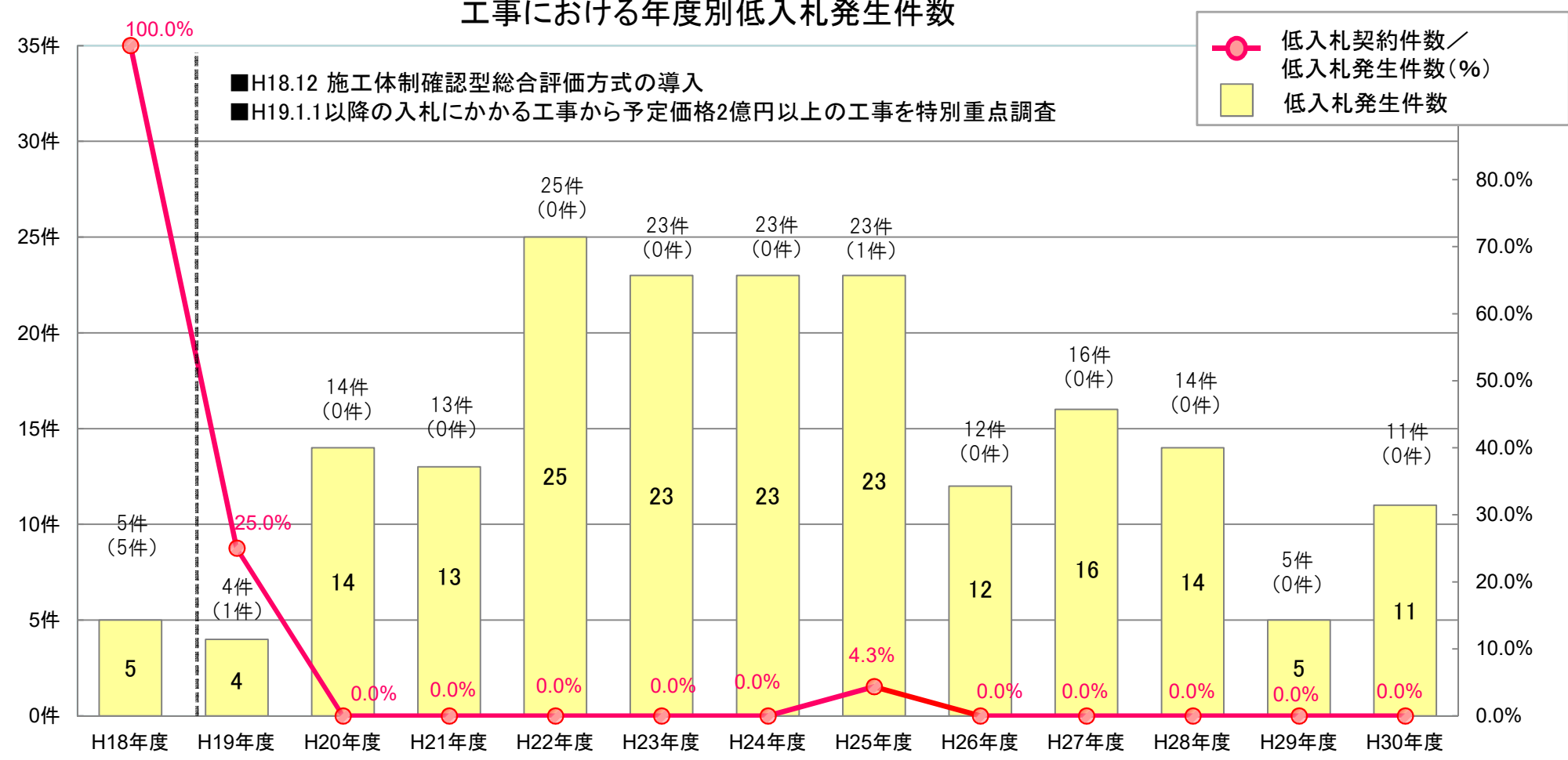


※平均応札率(%)算出方法：各応札者の入札価格÷予定価格×100の平均値
 ※平均落札率(%)算出方法：落札者の入札価格÷予定価格×100の平均値
 ※平均調査基準価格(率)(%)算出方法：調査基準価格÷予定価格×100の平均値

3. 低入札の発生状況

◇平成30年度の低入札は11件(36件中)で、前年度に比べ増加。
 ◇低入札率(=(低入札価格-調査基準価格)÷調査基準価格)は、平成29年度が最大-6.7%であったのに対し、平成30年度は最大-1.8%であり、平成29年度に引き上げられた調査基準価格をわずかに下回るケースが大半。
 ◇施工体制確認型及び特別重点調査を導入した平成20年度以降、低価格入札を行った者と契約した工事は1件※のみ。

工事における年度別低入札発生件数



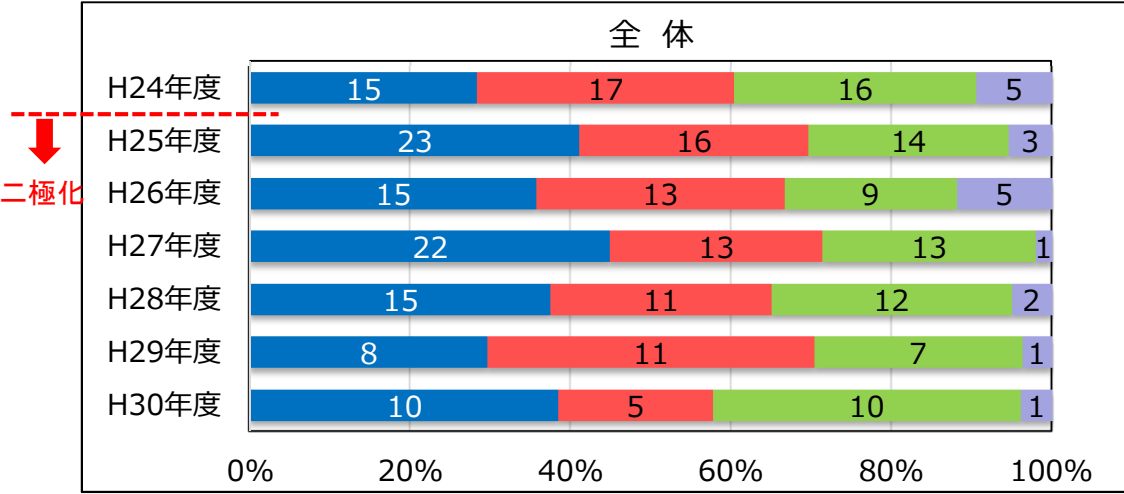
注:()内は当該年度低入札での契約件数を示す。港湾5工種以外の建築工事などを含む。

※低入札業者から提出された施工体制確認のための資料の審査及び低入札価格調査を経て、契約を行ったもの。

4. 総合評価落札方式の実施状況

◇技術評価点が1位の者が落札するケース(分類①+分類②)が全体の70%程度を占めており、総合評価落札方式の適用によって、品質の確保・向上が期待できる落札者の決定が一定程度実現していることがうかがえる。

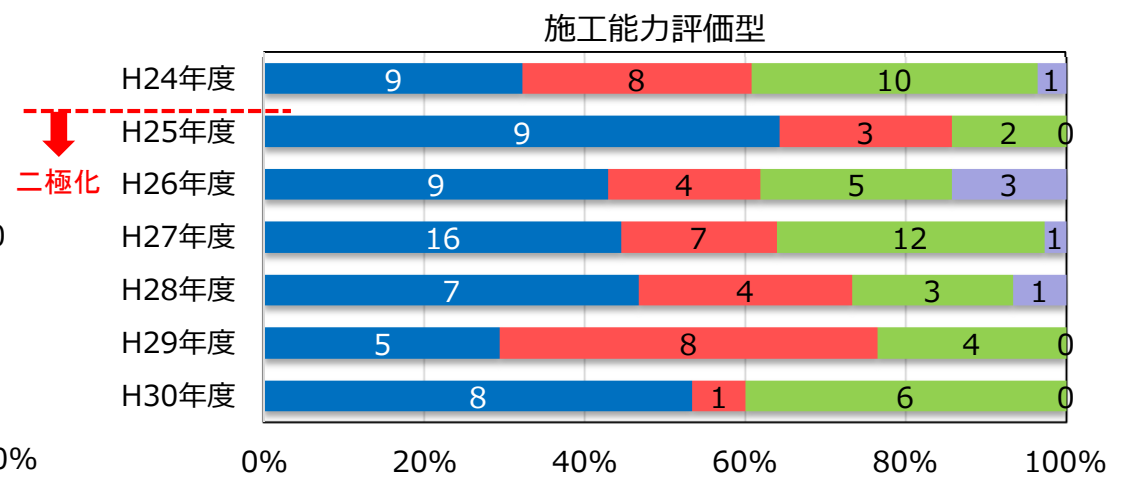
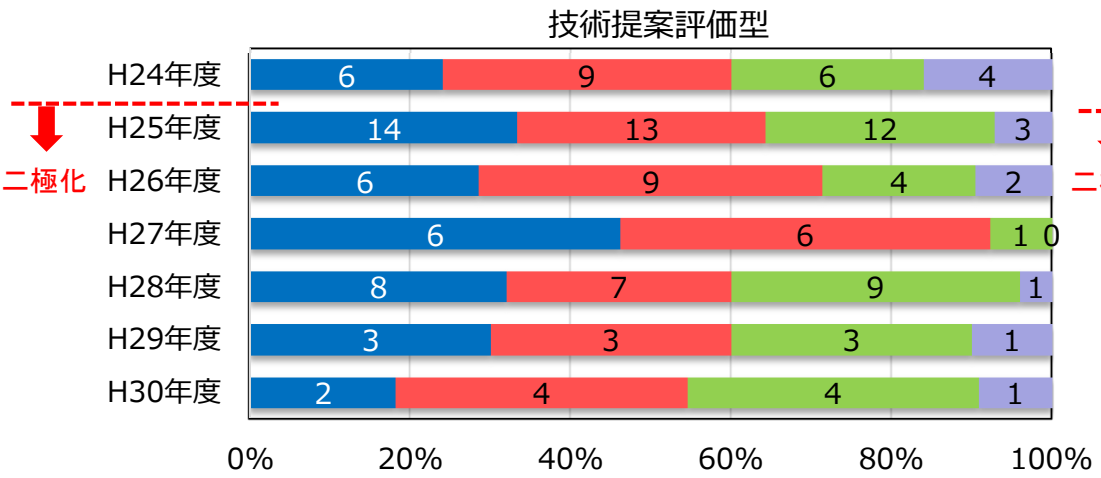
◇平成30年度は、価格評価点が1位の者が落札するケース(分類③)が増加しており、特に施工能力評価型において、技術評価点の点差が縮まっているものと推察される。



[対象] 2者以上による競争がなされた工事

- [凡例]
- 分類①：技術評価点、価格評価点ともに1位
 - 分類②：技術評価点が1位で、価格評価点が2位以下
 - 分類③：価格評価点が1位で、技術評価点が2位以下
 - 分類④：技術評価点、価格評価点ともに2位以下

(参考) 「二極化」とは、総合評価落札方式の区分を、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の2つに抜本的に見直したことをいう。



見直し

5. 技術者の施工経験における役職要件の緩和【中国独自】

◇経緯

- ・WTO対象工事は工事規模が大きく、品質確保にあたっては特に高度な技術力が必要であることから、平成29年度より、配置予定技術者に求める施工経験について、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事した経験を要件としてきた。
- ・しかしながら、災害復旧工事の増加等により、全国的に技術者が不足しており、参加表明者数が減少する傾向がみられる。

年 度	WTO対象工事 発注件数	1工事当り 平均参加表明者数
28年度	3工事	浚渫3工事 5.3者(4者・6者・6者)
29年度	6工事	浚渫2工事 5.0者(5者・5者) 港湾土木3工事 4.0者(4者・4者・4者) 空港土木1工事 11.0者(11者)
30年度	2工事	港湾土木2工事 3.5者(3者・4者)

()書きは工事ごとの参加表明者数

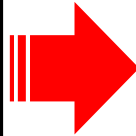
■見直し内容

- ・品質低下の恐れがないと判断される工事については経験時の役職を問わないこととし、まずは標準的な技術的難易度の単一工種工事(浚渫工事、地盤改良工事等)において試行していく。

配置予定技術者の施工経験時の役職

現 状

監理(主任)技術者又は現場代理人として従事した経験



見直し

経験時の役職は問わない
(監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれでも可)

6. 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価

◇経緯

- ・港湾の機能強化や老朽化対策及び災害復旧等に不可欠な作業船は老朽化が進んでおり、NOx排出量規制適用前に建造された船舶が95%を占める状況。厳しい経営環境から買い換えも進んでいない。
- ・平成26年度より、作業船を使用する工事において、作業船の保有状況、環境基準達成への取り組み状況を加点評価。

◇評価方法

- ・作業船の自社保有：1～2点、共同保有：1～2点×保有比率、その他：0点
- ・NOx排出量(2次規制)を満足：1～2点、NOx排出量(1次規制)を満足：0.5～1点

■試行状況

加点項目	満点	年度	適用件数	参加表明者数	加点企業数	加点率	落札者	
保有	1～2点	28年度	19件	79者	8者	10.1%		3者
		29年度	16件	54者	17者	31.5%		8者
		30年度	16件	69者	8者	11.6%		4者
環境基準	0.5～1点	28年度	19件	79者	24者	30.4%		4者
		29年度	16件	54者	25者	46.3%		5者
		30年度	16件	69者	17者	24.6%		2者

■確認の結果

- ・30年度は加点率が一転して減少。災害復旧工事の増加等により、作業船の調達環境が厳しくなっていることがうかがえる。
- ・また、代替建造へのインセンティブを高める必要がある。



見直し

・作業船の保有及び環境基準達成状況の評価

■見直し内容

- ・作業船を使用する工事を対象として、環境基準が制定された「平成22年7月以降※¹に自ら新造した、環境性能を満足する作業船の保有状況」を加点評価する。
- ・また、保有している自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶を対象として環境規制への対応状況を加点評価する。
- ・作業船の保有形態については、従来どおり加点評価する。

現行【最大4(2)点】※²

評価項目	評価基準	配点
作業船の保有	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を自社保有している	2(1)
	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有している	2(1) ×持分比率
	その他	0
作業船の環境規制への対応状況	「作業船の保有(その他含む)」にて提示した作業船に設定されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準(2次規制)を満足している	2(1)
	「作業船の保有(その他含む)」にて提示した作業船に設定されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準(1次規制)を満足している	1(0.5)
	作業船に設置されている原動機のいずれかが窒素酸化物放出基準を満足していない	0



見直し【最大4(2)点】※²

評価項目	評価基準	配点
作業船の保有	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を自社保有している	2(1)
	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有している	2(1) ×持分比率
	その他	0
平成22年7月以降に自ら新造した、環境性能を満足する作業船の保有状況等 注) 新造船は新造後15年、中古船は建造後15年、原動機を取り替えた船舶は原動機製造後15年を加点期間とする。	「作業船の保有」にて提示した作業船が平成22年7月以降に自ら新造した自社保有船であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準を満足している	2(1)
	「作業船の保有」にて提示した作業船が平成22年7月以降に自ら新造した共同保有船であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準を満足している	2(1) ×出資比率
	「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準(2次規制)を満足している	1(0.5) ×出資比率
	「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準(1次規制)を満足している	0.5(0.3) ×出資比率
上記以外		0

※1：これより「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正により、船舶に設置される原動機にかかる環境規制が導入。

※2：施工能力等の満点が40点の場合は最大4点、施工能力等の満点が20点の場合は最大2点。

見直し

7. 災害活動実績の評価【中国独自】

◇背景

- ・平成30年7月豪雨において、管内では各地で大規模な被害が生じ、地元建設業者による災害活動(緊急物資輸送、災害発生土砂の運搬や漂流物の回収等)は、被災地の応急復旧に大きな役割を果たした。

■見直し内容

- ・地域貢献度の評価項目に、災害活動実績に基づく中国地方整備局長からの「災害対策関係功労者表彰(港湾空港関係)の実績の有無」[過去3年間]を追加する。

■対象工事

平成31年4月1日以降に公告する工事で、総合評価落札方式の評価項目に地域貢献度を設定する工事(工事規模、工事難易度及び工事内容に応じて選定)

評価項目		評価基準	配点
現 行	地域 貢 献 度	平成30年度の災害協定締結の有無及び災害時に活用可能な作業船の自社保有又は共同保有がある	1.0
		平成30年度に有効な災害協定を中国地方整備局(港湾空港関係)と締結している、あるいは作業船の自社保有又は共同保有がある	0.5
		上記以外	0

※1: 他の評価項目の設定により、満点を2.0点とする場合がある。

※2: 他の評価項目の設定により、満点を1.0点とする場合がある。

評価項目		評価基準	配点
見 直 し	地域 貢 献 度	平成31年度の災害協定締結の有無及び災害時に活用可能な作業船の自社保有又は共同保有がある	0.5
		平成31年度に有効な災害協定を中国地方整備局(港湾空港関係)と締結している、あるいは作業船の自社保有又は共同保有がある	0.3
		上記以外	0
	災害活動実績に基づく表彰(港湾空港関係)[過去3年間] 【満点0.5点※2】	平成28年度以降、公告日までに中国地方整備局長から災害対策関係功労者表彰(港湾空港関係)の実績あり[注]	0.5
上記以外		0	

[注] 中国地方整備局(港湾空港関係)と締結した災害協定に基づく活動実績又は中国地方整備局(港湾空港関係)からの要請に基づく活動実績により、表彰された実績を評価の対象とする(表彰状の写しの提出により確認)。

8. 専門的な技術者資格の評価【中国独自】

◇経緯

- ・企業の技術力が十分に発揮できる競争環境を確保するため、品質向上に資する専門的な技術者資格を評価。平成26年度より、工事工種ごとに関連のある資格を設定し、その対象資格を評価している。
- ・平成30年度より、技術提案評価型S型を含む全ての工事に対象を拡大したところ。

◇評価方法

- ・評価対象とする資格は、1級土木施工管理技士、技術士、海上工事施工管理技術者等、全15資格。
- ・資格要件として申請した資格以外の資格の取得状況について加点評価(1~2点)。

■ 試行状況

年度	試行件数	参加表明者数	活用企業数(割合)	うち落札者数(割合)
28年度	27件	74者	17者 (23.0%)	8者 (10.8%)
29年度	25件	70者	32者 (45.7%)	15者 (21.4%)
30年度	30件	116者	56者 (43.1%)	15者 (12.9%)



■ 確認の結果

- ・活用率は上昇しているが、成績評定点に明確な効果は現れていない。
- ・工事内容に応じて、より品質向上に資すると考えられる専門的な技術者資格を適切に加点評価していくことが必要。



・ 専門的な技術者資格の評価【中国独自】

■ 見直し内容

・ 現行では、総合的な技術監理能力を認定する技術者資格を中心として、複数の資格を加点の対象としているが、平成31年度以降は、工事内容に応じて、より品質向上に資すると考えられる「専門的な技術者資格」を適切に加点評価していく。

【現行】 ○:原則、評価対象 △:工事内容により選択 -:設定しない	工種				
	港湾土木	空港等土木	港湾等しゅんせつ	港湾等鋼構造物	空港等舗装
1級土木施工管理技士	○	○	○	○	○
1級建設機械施工技士	○	○	○	○	○
1級建築施工管理技士	○	○	○	○	○
1級建築士	○	○	-	○	○
技術士	○	○	○	○	○
APECエンジニア	○	○	○	○	○
土木学会認定技術者	○	○	○	○	○
RCCM	○	○	○	○	○
港湾海洋調査士	○	△	○	○	-
水路測量技術	○	△	○	○	-
地質調査技士	○	○	○	○	○
海上工事施工管理技術者	○	-	○	○	-
空港工事施工管理技術者	△	○	-	△	○
舗装施工管理技術者	△	○	-	△	○
海洋・港湾構造物維持管理士	△	△	-	△	△



【見直し】 発注工事の工事内容	当該工事ごとの専門性を踏まえ、工事内容に応じて、品質向上に資する資格を適切に設定
浚渫工、構造物撤去工(海上撤去工)を主要工種とする工事等	海上工事施工管理技術者 (Ⅰ類:浚渫)
コンクリート構造物に関する本体工、上部工、基礎工、消波工、海上地盤改良工、橋梁下部工等を主要工種とする工事等	海上工事施工管理技術者 (Ⅱ類:コンクリート構造物)
鋼構造物に関する本体工、基礎工、海上地盤改良工、橋梁下部工等を主要工種とする工事等	海上工事施工管理技術者 (Ⅲ類:鋼構造物)
空港に関する土木工事等	空港工事施工管理技術者
空港施設の維持管理に関する工事等	空港土木施設点検評価技士
港湾・海岸施設の改良に関する工事等	海洋・港湾構造物維持管理士
港湾・海岸施設の改良に関する工事であって、施工の進捗に応じて設計照査が必要となる工事等	海洋・港湾構造物設計士
舗装工を主要工種とする工事等	舗装施工管理技術者
建築工事等	1級建築士、1級建築施工管理技士
浚渫工、土捨工等で、特に深淺測量、危険物探査、環境調査及び海象調査に関する技術的判断が品質向上において重要な工事等	港湾海洋調査士
基礎工、地盤改良工等で、特に地質に関する技術的判断が品質向上において重要な工事等	地質調査技士

9. 生産性向上に向けた評価テーマの設定【中国独自】

◇経緯

- ・建設業は今後、高齢等のため技能労働者の離職が予想され、労働力不足が懸念される。
- ・人口減少や高齢化が進む中、社会資本の整備の担い手である建設業の生産性向上が必要不可欠。

■試行内容

- ・29年度4／四半期より、総合評価落札方式による工事発注時に、「生産性の向上」を目的とした技術提案を求める評価テーマの設定について試行を開始。
- ・30年度は実施件数を増やすとともに、生産性向上効果の「できる限り定量的な記載を求める」試行も実施。

工事内容	平成29年度 設定テーマ	延べ工事数
航路(泊地)浚渫工事	・ICTを活用することにより更なる生産性を向上させるための施工上の工夫	1工事
計	1工事 1テーマ	1工事

工事内容	平成30年度 設定テーマ	延べ工事数
航路(泊地)浚渫工事	・ICTを活用することにより更なる生産性を向上させるための施工上の工夫	1工事
	・浚渫工又は土捨工において施工の省人化又は効率化により生産性を向上させるための施工上の工夫 ※	2工事
棧橋式岸壁ジャケット製作・据付工事	・鋼管杭の打ち込みやジャケット据付について、ICT技術を活用した施工上の工夫による生産性を向上させる提案	1工事
	・ジャケットの長期的な維持管理コストの削減による生産性を向上させる技術提案	1工事
	・生産性を向上させるための施工上の工夫	3工事
棧橋式岸壁上部工事	・施工の省人化又は効率化により生産性を向上させるための施工上の工夫 ※	1工事
岸壁改良工事	・棧橋上部の新設又は既設棧橋の補修について生産性を向上させるための施工上の工夫に関する技術提案	1工事
土砂処分場地盤改良工事	・排水機能をより効果的に発現させることにより生産性を向上させるための施工上の工夫	1工事
	・地盤改良工の効率的な施工について生産性を向上させるための施工上の工夫	1工事
陸上地盤改良工事	・地盤改良工について生産性を向上させるための施工上の工夫 ※	1工事
計	10工事10テーマ ※うち4工事4テーマについて「生産性の向上効果の程度を、できる限り定量的に記載すること」を求める試行を実施。	

継続

・生産性向上に向けた評価テーマの設定【中国独自】

■試行状況

- ・工事ごとの課題をよりの確に提示し、効果的な技術提案を募るため、**評価テーマについては着目点や対象工種、生産性向上の視点(省人化又は効率化)等にかかる記載を随時見直しながら取り組んでいるところ。**
- ・30年度第2四半期からは、実効性のさらなる向上を目指し、生産性向上効果について「**できる限り定量的な記載を求める**」試行にも取り組んでいる。
- ・完成した工事については、技術提案によって**得られた効果の内容や程度等について検証を行い、今後の評価テーマの設定や発注内容の見直しに反映できるよう取り組みを進めていく。**

◆生産性向上に向けた評価テーマの設定経緯

29年度第4四半期 2工事

ICTに着目したテーマ設定

30年度第1四半期 3工事

着目点を特に限定しないテーマ設定

30年度第1四半期 3工事

着目点を限定しないが、
対象工種を明示したテーマ設定

30年度第2四半期 1工事

対象工種を明示した上で、生産性向上効果の程度の定量的な記載を求めるテーマ設定

30年度第2四半期～ 3工事

対象工種と生産性向上の視点(省人化又は効率化)を明示した上で、効果の程度の定量的な記載を求めるテーマ設定

継続

10. 工事实績を証明する書類の簡素化

◇経緯

- ・平成30年度より、工事实績情報システム(CORINS)登録データによって、企業又は技術者の同種工事等の施工実績の確認に必要なすべての事項(工事名、施工場所、契約金額、工期、発注者、請負者、工事工種、施工数量、工事に従事した技術者氏名・役職等)が確認できる場合、競争参加確認申請時に施工実績を証明する書類の提出は不要と取り扱っている。
- ・工事实績情報システム(CORINS)登録データによって確認できない項目については、的確に判断できる必要最小限の証明書類の添付が必要。

■試行状況

- ・工事实績を証明する書類の提出の省略率は、2～3割程度。

■確認の結果

- ・書類削減による手続きの簡素化について、さらなる拡大を図っていく(入札説明書において省略の取り扱いを具体的に追記)。

【入札説明書(抜粋)】赤字部分を追記

同種工事の施工実績として記載した工事経験は、契約書の工事名、施工場所、契約金額、工期、発注者、請負者の確認及び工事の内容、工事に従事したことが的確に判断できる必要最小限の証明書類を添付することとし、契約書の所定の部分の写し又は発注者が発行する施工実績証明書の写し等を提出すること。なお、当該工事が工事实績情報システム(CORINS)に登録されている場合には施工経験が判断できる書面を添付する必要はない。但し、登録されている工事であっても、登録データで必要な全ての工事要件が確認できない場合には、工事内容等が判断できる書面を添付すること。

見直し

11. 参加要件にかかる書類（工程計画表）の簡素化【中国独自】

◇背景

- 平成25年度以降、当局が行う技術提案評価型S型の工事では、競争参加申請書の提出に合わせて、工事仕様に沿った「工程計画表」(様式-3)の提出を求め、この内容が適正であることを競争参加資格要件の一つとするとともに、評価においては標準点(100点)を付与する判断根拠としてきた。
- しかしながら、提出されるほとんど全ての工程計画表は適正に作成されており、希に適正に作成されていないケースも全て作成上の単純ミスがその原因とみられる状況。



様式-3

■見直し内容

- 平成31年度より、「工程計画表」(様式-3)の提出を不要とする。
- 総合評価落札方式における標準点(100点)は、設定された競争参加資格要件を満たす者に一律に付与する。

(様式-3)

工程計画表

(用紙A4)

※工程計画表については、工事全体の工程計画(準備、後片付けを含む)を記述すること。
※A4版1枚で、とりまとめること。

会社名は記載しないこと。

項目		単位	数量	工程計画表															
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月				
				10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
工事名:																			

提出不要とする

※項目は、特記仕様書 工事内容の工種名称欄の工種毎に記載すること。但し、共通仮設の記載は不要とする。
※工期の始まりは、開札日の1週間後(仮定)として作成すること。
※工期は、特記仕様書に指定部分工期及び現地着手可能日等が指定されている場合、それらを厳守して作成し、特記仕様書・共通仕様書等で定められている品質の確認期間(例:コンクリートの指定強度確認期間)を含めること。
※記載内容について競争参加資格の確認の通知までの間に質問書を送付する場合がある。

見直し

12. 技術提案にかかる書類（施工実績）の簡素化【中国独自】

- ◇背景
- 平成25年度以降、当局が行う技術提案評価型S型の工事では、技術提案書(様式-2)の提出に加え、提案した技術の施工実績を示す書面(様式-4)の提出を求め、提案の実現性を評価する参考としてきた。
 - しかしながら、施工実績を示す書面(様式-4)は、**他地方整備局では使用されておらず、技術提案書(様式-2)のみで説明することが全国的に標準**となっている。
 - 当該書面の**簡素化に対する要請は高い**状況。



- 見直し内容
- 平成31年度より、**提案した技術の施工実績を示す書面(様式-4)の提出を不要とし、提案の実現性(提案の施工実績)については、必要に応じ、技術提案書(様式-2)に記載することとする。**

様式-4

施工実績 (技術提案)

(様式-4)

会社名は記載しないこと。

(技術提案項目) ○○○○の○○について

記載項目	記載内容
工事名	○○○○工事 (CORINS登録番号 ○○○)
発注機関名	○○○○
施工場所	(都道府県市町村名)
契約金額	(最終金額、税込み)
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
受注形態等	単体/共同企業体 (出資比率○○%) (工事の概要について簡単に記述する)
全体工事概要	概数字より
工種及び数量	
工事内容	(技術提案項目に関わる部分の施工方法、結果について記述する)
施工方法	
施工結果	

提出不要とする

様式-2

技術提案の内容

(様式-2)

会社名は記載しないこと。

指定テーマ	●●に関する技術提案
技術提案項目	1. ○○・・
◇提案内容	
◇標準案との相違点	
◇実現性のある技術提案について有効性(効果)/実体性の解説	

必要に応じ、提案の実現性(提案の施工実績)についても記載する。

※ 様式は、文字サイズ 10.5ポイント以上、行数 45行(ページ)以内、文字数 40字/行以内(半角文字も1文字)で作成すること。ただし、上記の様式内に記載している定型文は、行数、文字数の対象外。また、工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等を記述すること。

見直し

13. 作業船の保有等の評価にかかる書類(写真)の簡素化【中国独自】

◇背景

- ・ 技術提案評価型S型及び施工能力評価型で作業船を使用する工事において、作業船の保有状況、環境基準達成への取組み状況を評価するため、以下①及び②の資料の提出を求めている。
- ・ しかしながら、当該書面は枚数及びデータ容量が多く、書類簡素化に対する要請が高い状況。

■見直し内容

- ・ 平成31年度より、作業船の船名、原動機の型式番号が分かる写真の提出を不要とする。
- ・ 申請時に提出した書類に記載された作業船及び原動機については、これまでどおり、現場施工時に、現地で船名及び原動機に刻印された製造番号の照合確認を行う。

①作業船の保有者を確認する資料

登記簿
(又は共同保有契約書、納税証明書、海上保険証券等の写し)

②環境性能達成を確認する資料

国際大気汚染防止
原動機証書

作業船の船名、
原動機の型式番号が分かる写真



提出不要とする

14. その他の取組み

◆競争参加資格要件の改善に向けた取組み

○中小企業を対象とした工事発注【中国独自】（平成29年度～）

・中小企業者の受注機会の拡大を図るため、本官発注工事の一部を「中小A等級企業」を対象として発注する。

○JV構成員の参加要件の緩和（客観点数の引き下げ）（平成30年度～）

・中小企業が参加しやすいよう、WTO対象工事におけるJV構成員の競争参加資格要件（客観点数）を引き下げる。

○工事实績の参加要件の緩和（主作業船を使用した下請け実績の評価）（平成30年度～）

・中小企業の元請け実績の確保に向け、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の同種実績として認める。

◆総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み

○地元企業活用促進型【中国独自】（平成21年度～）

・地場産業の育成、地域経済の活性化を図るため、1次下請けにおける地元企業の活用率や地元資材の活用率等を加点評価する。

○担い手確保重視型（平成26年度～）

・建設業における担い手確保を推進するため、若手技術者の雇用や技術者の教育・学習、資格の取得等を加点評価する。

○OWL B等推進企業の評価（平成29年度～）

・建設業全体でワーク・ライフ・バランスを推進するため、WTO段階選抜方式において、法令に基づく認定企業を加点評価する。

○技能者の配置の評価（平成26年度～）

・工事情質向上のため、登録基幹技能者や建設マスターの配置を加点評価する。

◆入札・契約手続きの改善に向けた取組み

○監理（主任）技術者の申請方法の変更（平成30年度～）

・配置予定監理（主任）技術者の申請を複数名申請から1名申請とし、併せて契約後の変更を認めることにより、申請書類の削減等を図る。

(参考)平成31年度 総合評価落札方式適用区分

①～③の工種は、下記のとおり
 ①港湾土木等：港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等土木工事
 ②空港舗装：空港等舗装工事
 ③鋼構造物：港湾等鋼構造物工事

①：港湾土木等		②：空港舗装		③：鋼構造物							
工事規模(概算額 単位：億円)	WTO 6.8	WTO 6.8	WTO 6.8	技術提案評価型S型 (WTO)							技術提案 評価型A型 (WTO)
	本官 A等級 2.5	本官 A等級 2.5	本官 A等級 2.5	A等級 2.5	施工能力 評価型II型	施工能力 評価型I型	技術提案評価型S型 又は 技術提案評価型S型 (チャレンジ型)		技術提案 評価型S型 又は 技術提案 評価型A型		
					分任官 B等級 0.9 C等級 0.0	分任官 B等級 0.5 C等級 0.0	分任官 0.37 B等級	施工能力 評価型II型 (地域貢献等 追加)		施工能力 評価型I型 (地域貢献等 追加)	技術提案評価型S型 (地域貢献等追加) 又は 技術提案評価型S型 (チャレンジ型)
	I	II	III	IV					V		VI
	工事技術的難易度										

※本官・分任官及び等級を適用する工事規模については、概算で設定している。

平成31年度 港湾整備事業実施における取組について (工事)

平成31年4月11日
中国地方整備局
港湾空港部

平成31年度 港湾整備事業実施における取組について（工事）

目次

1. 平成31年度 直轄事業の実施における取組 p2

<働き方改革>

2. 工程提示型の取組 p3
3. 荒天リスク精算型の取組 p4
4. 休日確保評価型 工事成績評定の加点条件の緩和等 p5

<担い手育成・確保>

5. 工事現場における働きやすい職場環境の整備 p6
6. 工事現場における担い手育成活動の実施 p7
7. 公共工事労務単価の見直し p8
8. 三者連絡会の対象工事拡大 p9
9. 三者会議の開催 p10

<生産性の向上>

10. 港湾におけるICTの活用 p11
11. CIMの活用 p12
12. 工事書類削減の取組 p13
13. 工事の平準化（平準化国債、ゼロ国債の活用） p14

平成31年度 直轄事業の実施における取組

平成31年度直轄事業の実施に当たっては「働き方改革」「担い手の育成・確保」「生産性の向上」の3本柱を中心に、これまでの取組と合わせて、引き続き推進していく。

働き方改革

- 工程提示型の取組
- 荒天リスク精算型の取組
- 休日確保評価型 工事成績 評価の加点条件の緩和等

担い手育成・確保

- 工事現場における働きやすい 職場環境の整備
- 工事現場における担い手育成 活動の実施
- 公共工事労務単価の見直し
- 三者連絡会の対象工事拡大
- 三者会議の開催

生産性の向上

- 港湾における ICTの活用
 - ・ ICT浚渫工の更なる推進
 - ・ ICT対象工事の拡大
- CIMの活用
- 工事書類削減の取組
- 工事の平準化(平準化国債、ゼロ国債の活用)

工程提示型の取組

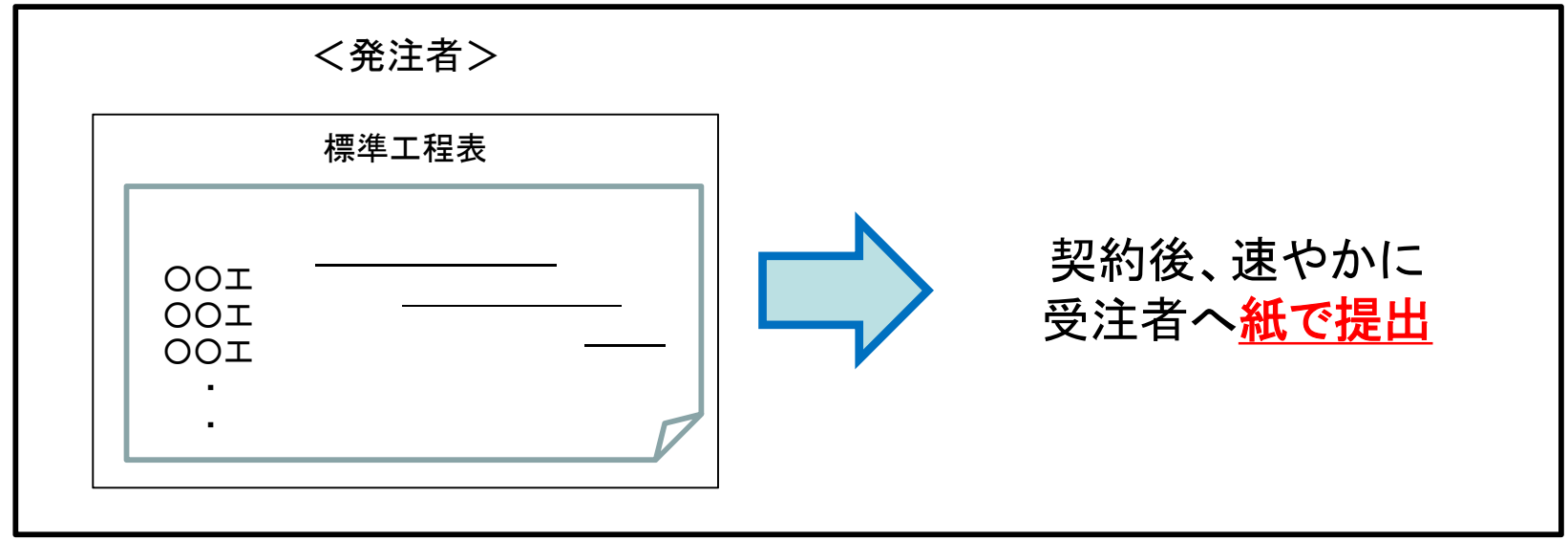
<概要>

- 適切な工程管理を促すとともに、技術者等の工程への不安の低減を図るため、発注者が想定する標準工程表（参考扱い）を契約後速やかに受注者へ提出し、概ねの工程を受注者に理解いただいた上で工事を進めるもの。 これにより、休日等の確保について受注者が検討しやすくなることを想定するもので、原則、すべての工事に適用。
- 標準工程表は、工種レベルのバーチャート。
- 標準工程表は、参考資料であり、受注者に押しつけるものではない。

<対象工事>

平成30年度より引き続き、原則すべての工事において実施。

イメージ



荒天リスク精算型の取組

<概要>

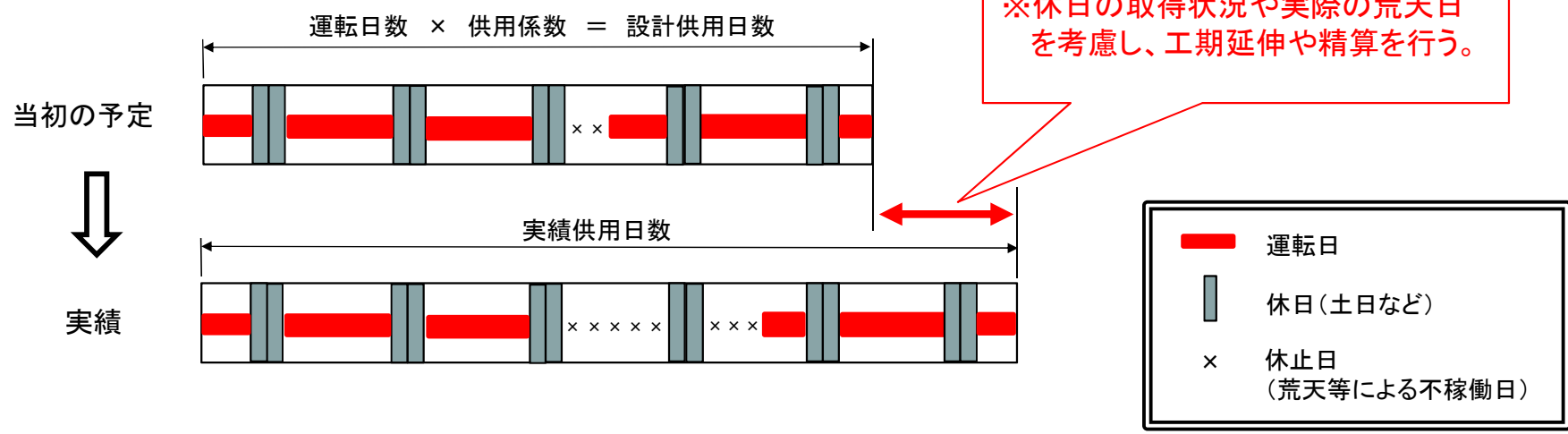
荒天等による閉所を余儀なくされる港湾工事においては、工期の遵守のために休日返上で工程を前倒して工事を行う傾向があることから、荒天のリスク回避を発注者が担保することにより受注者に休日の確保を促す。

具体的には、作業船を使用する海上工事を対象として、発注者が荒天等による休止に伴って生じた追加的経費(運転日数・供用日数(休日及び不稼働日))を精算するとともに、必要に応じて工期延伸も行う。

<対象工事>

平成30年度より引き続き、作業船を使用した海上工事を対象として、複数件にて実施。

(イメージ)



休日確保評価型 工事成績評定の加点条件の緩和等

見直し

<目的>

- 平成30年度から取り組んでいる本評価について、陸上工事及び海上工事に関わらず、全工事を対象に加点条件を緩和し、休日確保への意欲向上を目指す。

<概要>

- 現場における適切な休日の確保を促すため、休日確保を達成した工事に対して、工事成績評価において加点評価する。
平成31年度より、加点条件を緩和し、新たな評価方法を設定する。

平成30年度の実施方針

- ・「週休2日」「4週8休」を達成した場合、成績評価で加点
- ・休日確保達成による各加点
週休2日 2点 4週8休 1点

平成31年度の実施方針

- ・「週休2日」「4週6休～4週8休」を達成した場合、成績評価で加点
- ・休日確保達成による各加点
週休2日 2点 4週8休 1点
4週7休 0.8点
4週6休 0.5点



新たに4週6休、7休の加点を追加

※「週休2日」または「4週8休」を達成した場合の、最終の契約変更時における労務費^注の増額補正は、平成30年度より引き続き、平成31年度も全工事を対象に実施。

注) 港湾5職種(高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員)と港湾5職種の労務単価を準用する船団長、潜水世話役及び潜水士(ダイバー)の労務単価については、補正の対象外とする。

※1 週間工程表の閉所日の実績に基づき評価する。

※2 軽易な作業等により少数が出勤した日については、代休の取得状況等を確認の上、閉所とみなす。

<目的>

建設業における女性の活躍や若手の入職・定着のため、魅力ある建設現場に向けて女性技術者等が働きやすい職場環境の推進を図る。

<実施概要>

働きやすい職場環境を整備した工事に対して、工事成績評定で評価する。

<対象工事>

平成30年度より引き続き、原則すべての工事において実施。

<評価の考え方>

女性技術者の配置あり、なしに関わらず、「快適トイレの導入」を実施した工事で、かつ、以下のいずれかの職場環境を整備した工事を評価する。

- ・喫煙室、休憩室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室
→ 実施した場合、工事成績評定において評価する。

<目的>

学生や若手技術者に対し、建設業への関心の喚起や技術習得の機会を提供する活動を推進する。

<実施概要>

担い手育成活動を実施した工事に対して、工事成績評定で評価する。

<対象工事>

平成30年度より引き続き、原則すべての工事において実施。

<評価の考え方>

現場視察・実習、講習会等を開催した場合に評価する。

※受注者が、建設業に将来就く可能性のある者(土木関係の専門学校生、高校生、大学生等)や現場経験の少ない者等を対象とした現場視察・実習や作業船の操船状況の見学機会等を提供した場合に評価する。
なお、受注者(下請を含む)の職員を対象としたものや、単に受注者(下請を含む)への就職を目的としたものは対象としない。

→ 実施した場合、工事成績評定において評価する。

公共工事労務単価の見直し

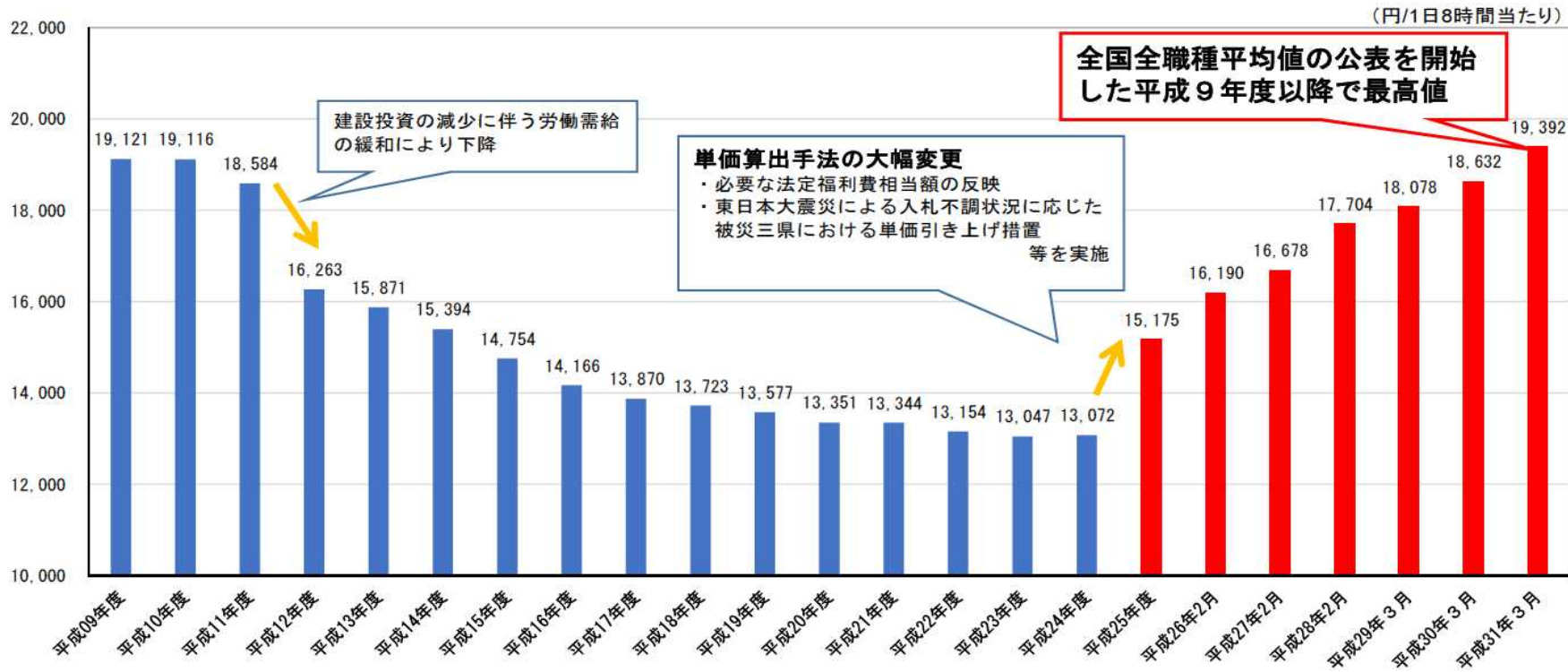
見直し

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映（継続）

➡	全職種平均	全 国	19,392円	対前年比 ; +3.3%	(平成24年度比 ; +48.0%)
		被災三県	21,105円	対前年比 ; +3.6%	(平成24年度比 ; +64.0%)
➡	港湾5職種平均	全 国	28,075円	対前年比 ; +2.5%	(平成24年度比 ; +44.2%)
		※被災三県における単価の引き上げ措置（継続）			

公共工事設計労務単価 全国全職種加重平均値の推移



注1) 金額、伸率とも加重平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイル式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

三者連絡会の対象工事拡大

目的：情報共有による双務性の向上、労働条件の適正化・下請け業者や労働者等に対する円滑な支払いの促進等による労働環境の改善が図られるよう努める
 出席者：発注者、受注者（元請け）、受注者（下請け）

<対象工事>

平成31年度より、原則すべての工事において実施。
 （平成30年度は、施工プロセス対象工事等を中心に実施。）

- 発注者**
- ・ 所長および副所長
 - ・ 監督職員
 - ・ 検査職員
 - ・ 品質監視員



- 受注者（元請け業者）**
- ・ 現場代理人
 - ・ 主任技術者

- 受注者（下請け業者）**
- ・ 各工種の専門工事業者

◆ 三者連絡会の内容

- （初 回）**
- ・ 趣旨・目的の説明
 - ・ 部分払い等の協議・確認
 - ・ 「建設業法令遵守ガイドライン」の周知・相互の確認

- （施工途中）**
- ※必要に応じて開催
- ・ 設計、工法等の大幅見直し
 - ・ 新規下請参入

- （最 終）**
- ・ 取組成果と課題の抽出
 - ・ 下請への支払確認

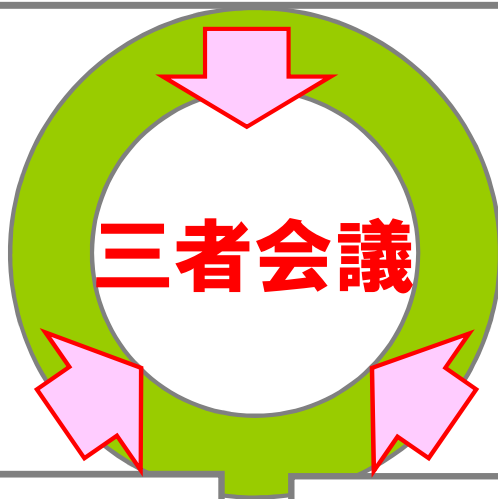
三者会議の開催

目的 : 工事目的物の品質確保や工事の手戻り防止のため、設計思想の伝達及び情報共有

対象 : 設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事において、設置が可能

出席者 : 発注者、設計者、受注者

発注者
(設計担当、工事担当)



設計者

受注者

◆ 三者会議の内容

- (発注者) 施工上の留意事項等の説明
- (設計者) 設計意図の説明
- (受注者) 現場条件に適した技術提案の説明、設計への質問

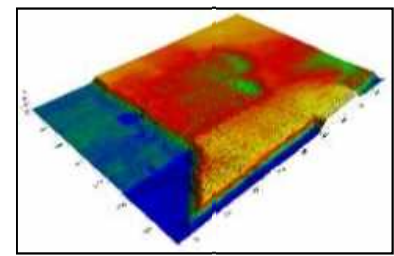
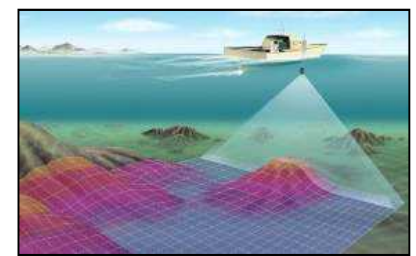
<生産性の向上> 港湾におけるICTの活用

■平成31年度 ICT活用取組方針

1. ICT浚渫工のさらなる推進

・浚渫における3次元測量の全面導入

3次元測量により詳細な海底地形を把握

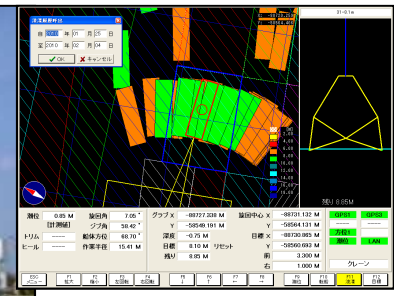


全面導入

WTO、A等級……「発注者指定型」
B、C等級……「施工者希望型」

・ICTを活用した施工(浚渫)のモデル工事の実施

施工箇所の可視化



モデル工事

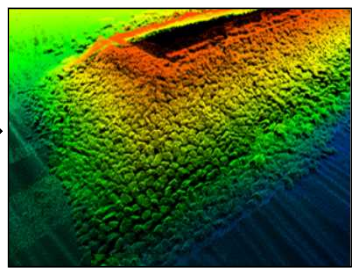
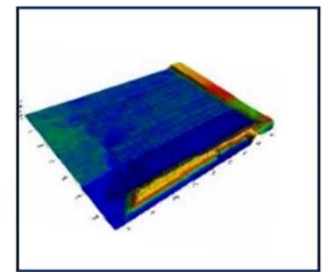
WTO……「発注者指定型」
A、B、C等級……「施工者希望型」

2. ICT対象工事の拡大

・ICTを活用した基礎工(投入・均し)、ブロック据付工のモデル工事の実施

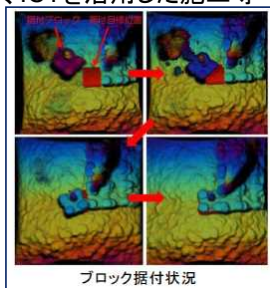
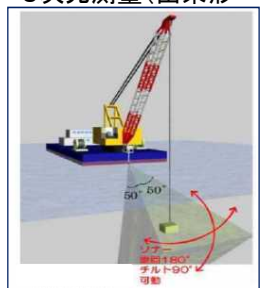
【基礎工(捨石投入・均し)】

3次元測量(起工・出来形)、ICTを活用した施工等



【ブロック据付工】

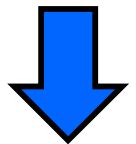
3次元測量(出来形注)、ICTを活用した施工等



モデル工事



・各種基準(案)



検証改定

注)ブロック据付工における起工時の3次元測量は、必要に応じて実施。

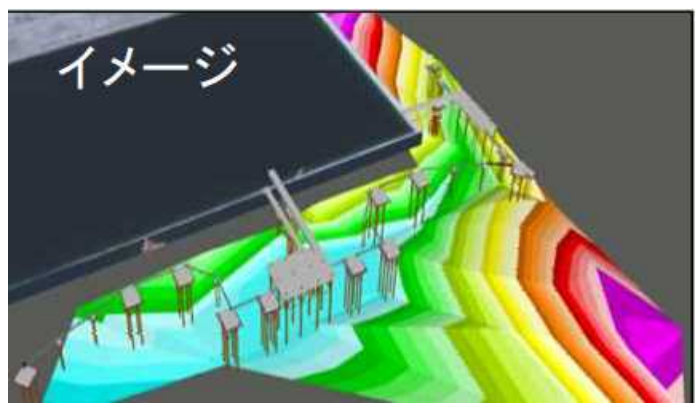
<生産性の向上> CIMの活用

■港湾工事へのCIM(Construction Information Modeling/Management)の活用

設計図を三次元化することで設計者の施工イメージの向上、施工手順の明確化、施工時の危険箇所の把握などが期待できる。

※CIM(Construction Information Modeling/Management):建設の一連プロセス(計画、調査、設計、施工、維持管理等)を通して関連する情報の共有により、生産性、効率、精度、品質等の向上を図る技術

○棧橋等の設計においてCIM化(設計業務の試行)し、施工においてもCIM化を活用(工事の試行)



ボーリングデータにより支持層を三次元化することで、施工検討や施工管理を効果的に行うことが可能となる。

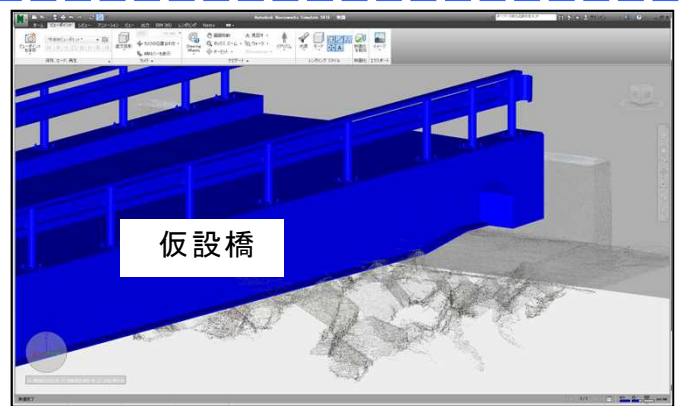
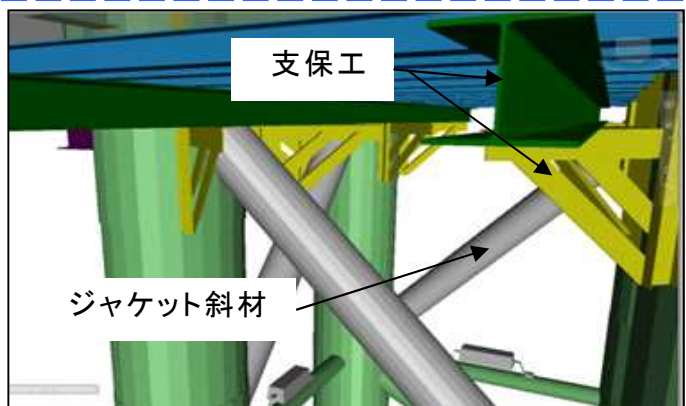
平成31年3月:
CIMガイドライン(案)
港湾編等を策定。

CIM導入
ガイドライン(案)
港湾編

平成31年3月

国土交通省
港湾局

etc...



設計を3次元化することで仮設支保工とジャケット斜材の干渉の有無や、仮設橋と現場地形との干渉状況が視覚的に把握可能となる。

工事書類削減の取組

■工事書類の「集約等」

- これまで提出していた様式の情報をもとに、**週間工程表に集約**することにより、**提出する書類を削減**。

■工事書類の「提出抑制」

- 建退共や安全訓練、レミコン試験結果、写真撮影の提出を限定的にすることで、工事書類の削減へ繋げる。

■工事書類の「二重提出の防止」の徹底

- 事前協議により決定した電子納品と紙納品の提出方法を徹底し、工事書類の「二重提出防止」を強化する。

■電子検査の推進(紙資料の併用は可)

- 受注者は、受注者が所有する社内検査等の紙資料を併用した電子検査を希望する場合には、発注者は、紙資料を併用した電子検査を行う。
- ただし、発注者は、受注者が所有する社内検査等の紙資料について、現物またはその写しの納品を要求しない。なお、電子検査にあたっては、電子納品等運用ガイドラインを参考に電子検査を推進する。

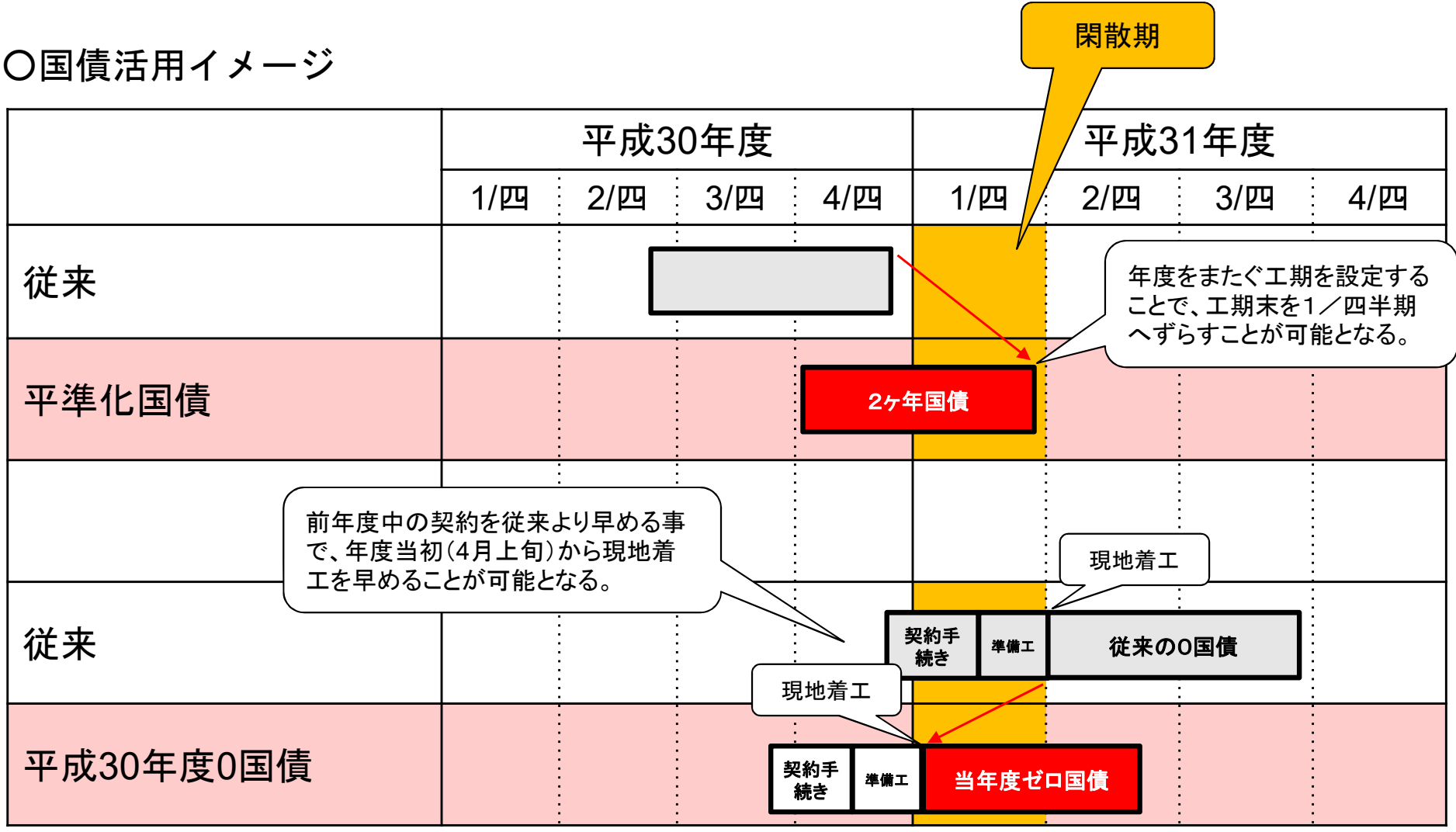
<対象工事>

平成30年度より引き続き、原則すべての工事において実施。

工事の平準化(平準化国債、ゼロ国債の活用)

4/四半期に工期末を設定する事業が多いため、受発注者双方の平準化を図ることを目的として、国債等を活用し1/四半期の閑散期へ工期を分散する

○国債活用イメージ



平成31年度 入札・契約制度に関する説明会（工事） [平成31年4月11日開催] における質疑応答一覧

分 類	質 問	回 答
工事实績を証明する書類の簡素化について	確認であるが、コリンズに登録された内容で、必要な全ての事項が確認できる場合には、コリンズの写しの提出は不要ということか。	そのとおりである。
技術者の施工経験における役職要件の緩和について	役職要件の緩和について、まずは「標準的な難易度の単一工種工事（浚渫工事、地盤改良工事等）において試行」とあるが、技術者不足が続いているので、できるかぎり対象工事を増やして欲しい。	試行しながら、ご意見も参考に課題等を整理していきたい。
作業船の保有の評価について	A社とA社が株式を50%以上保有している子会社（以下B社とする）の2社で共同保有している船舶は、入札説明書によると「A社が100%自社保有しているとみなせる」となっているが、資本関係にないC社と、前述のA社とB社の3社が等分で保有している船舶の場合、「A社が66.6%保有している」と取り扱われるか？	ご質問の事例については、「A社が66.6%保有している」と取り扱うことができると考えています。なお、審査はあくまで個別案件毎に提出される証明書類のみにもとづいて行いますので、保有形態が正確に判断できる書類の提出をお願いします。